

○文書の左横書きの 実施に関する訓令

〔昭35.2.23〕
〔警庁訓2〕

施行 昭35.4.1

改正 昭56.4.3 警庁訓7

平6.6.29 警庁訓8

(実施範囲)

第1条 起案文書、発送文書、資料、伝票類その他の文書の書き方は、左横書きとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

(1) 法令案

(2) 法令の規定により様式が縦書きと定められているもの

(3) その他長官官房総務課長が指定するもの
〔本条改正・昭56警庁訓7・平6警庁訓8〕

(実施要領)

第2条 文書の左横書きの実施要領は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則 〔昭56.4.3警庁訓7〕

この訓令は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則 〔平6.6.29警庁訓8〕

この訓令は、平成6年7月1日から施行する。